

【イギリス】 2015 年重大犯罪法

海外立法情報課 岡久 慶

* 2015 年 3 月 3 日に、2015 年重大犯罪法が成立した。同法は年間被害総額 4 兆 6000 億円相当といわれる組織犯罪対策を主眼とし、犯罪収益回収権限を強化し、組織犯罪への協力を犯罪とする等の規定を設けている。

1 背景と経緯

イギリスにおける重大組織犯罪は、麻薬取引、人身取引、組織的違法移民、児童の性的搾取、詐欺、サイバー犯罪等、多岐にわたっている。2013 年末時点で、同国に直接影響を及ぼす形で活動する犯罪組織は約 5,300（構成員 3 万 6600 人）といわれ、年間約 240 億ポンド（4 兆 6000 億円）（注 1）の被害が生じているとみられている。政府は、2013 年 10 月、重大組織犯罪対策戦略（以下「戦略」）（注 2）を公表し、①関係者の訴追、②組織犯罪への関与の阻止、③組織犯罪からの防護、④犯罪の影響の抑制という、テロ対策と類似した 4 本の柱を打ち出していた。このうち①の一つとして提案された法整備を実現する形で成立したのが、2015 年重大犯罪法（Serious Crime Act 2015 c.9、以下「2015 年法」という。）である。

2015 年法は 6 部 89 か条附則 4 から構成され、第 1 部は犯罪収益の回収、第 2 部はコンピュータの不正使用、第 3 部は組織犯罪の活動への参加の犯罪化等、第 4 部は麻薬のかさ増し用薬物の取締強化、第 5 部は児童保護、第 6 部は雑則を定める。

2 主要規定の概要

(1) 犯罪収益の回収

イギリスにおける犯罪収益回収の規定は、2002 年犯罪収益回収法で定められている。主な回収手段は、該当犯罪に対する有罪宣告に伴って発される没収命令及び犯罪者の訴追と有罪宣告を条件としない法的手段（①当局が裁判所に訴えることで発される民事回収命令、②現場で押収された現金の没収、③犯罪収益への課税）によって確保される。しかし、2012 年度の没収命令で回収できたのは犯罪収益の 0.2%程度といわれ、また 2013 年度に上記①②③の手段によって回収された額は 1 億 9000 万ポンド（364 億円）に過ぎない。要因としては、犯罪者側が資産の名義を配偶者、協力者等の第三者のそれに変える等の方法で対抗していることが挙げられており、2015 年法は戦略の提案に基づき次の規定を定める。①従来、没収命令は対象者と没収額を指定して執行する形式であったのを改正し、没収命令を発するにあたり、対象者のものと判断された資産（所有者が第三者であっても可能）を指定し、その資産内における対象者の犯罪収益の割合を判断し、これを没収することを可能とする。②対象者が没収命令を実行するまでに必要な最長期間を 12 か月から 6 か月に短縮する。③裁判所に没収命令を発するの併せて遵守命令を発する権限を与え、これによって資産没収のために必要な行動の要求又は制約を対象者及び関連する第三者に課すること

を可能とする。特に裁判所は、海外渡航の禁止を課するか否かを思料するものとする。④ 2000年刑事裁判所（量刑）権限法（以下「2000年法」）を改正し、没収命令不履行に伴う罰則を強化する（次の表を参照）。

表 没収命令不履行によって科される拘禁刑

没収金額	2015年法	2000年法
1万ポンド（192万円）以下	6か月	金額によって7日から6か月
1万ポンド超 50万ポンド（9600万円）以下	5年	金額によって12か月から18か月
50万ポンド超 100万ポンド（1億9200万円）以下	7年	金額によって2年から5年
100万ポンド超	14年	10年

(2) コンピュータの不正使用

イギリスにおけるサイバー犯罪による被害総額は年間 180 億ポンド～270 億ポンド（3兆 4560 億円～5兆 1840 億円）といわれる。政府は 2011 年に公表したサイバー・セキュリティ戦略の中でサイバー犯罪に対しては国際的対応が必要としつつも、国内対応のため不正アクセス、データ改竄等を取り締まる 1990 年コンピュータ不正使用法の改正を検討するとしており、今回、コンピュータに機能障害を発生させることへの罰則（従来は最高で拘禁刑 10 年）が強化されることとなった。被害の発生した場所を問わず、一般的福祉、環境、経済及び安全保障に損害を与える行為に対し最高で 14 年の拘禁刑を科し、さらに被害が人の死傷又は重大な国家安全保障の損害を伴う場合は、最高で無期の拘禁刑を科する。

(3) 組織犯罪として行われる活動への参加の犯罪化等

組織犯罪として行われる 7 年以上の拘禁刑が科されうる犯罪行為に、これを知りつつ参加し、又は協力することを犯罪とし、最高で 5 年の拘禁刑を科する。なお、この規定は、当該組織の構成員以外の者、金銭等の利得目的以外で罪を犯した者にも適用される。これはイギリスが 2006 年に締結した「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」（2003 年 9 月 29 日発効。日本は未締結）の第 5 条が各国で国内法化されるのに倣ったものである。

(4) 麻薬のかさ増し用薬物の取締強化

組織犯罪による麻薬売買においては、利益増大のため異なる薬物の混入が頻繁に行われる。特にコカインに関しては、ベジカイン、リドカイン、フェナセチン等が用いられるが従来の法制ではこれらを特に対象として取り締まる規定がなかった。これを改め、法執行機関に裁判所の令状に基づいて、混入用薬物の捜索、押収及び廃棄を行う権限を付与する。

注（インターネット情報は 2015 年 10 月 19 日現在である。）

- (1) 以下、1ポンドは約 192 円（2015 年 10 月分報告省令レート）として計算する。
- (2) 次の資料を参照。HM Government, *Serious and Organised Crime Strategy*, Norwich: The Stationery Office, 2013. <https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/248645/Serious_and_Organised_Crime_Strategy.pdf>